

京都大学ウイルス研究所図書室利用規則

(趣旨)

第1条 京都大学ウイルス研究所図書室（以下「図書室」という。）の利用については、この規則の定めるところによる。

(公開)

第2条 図書室の所蔵する資料（以下「図書室資料」という。）は、一般の利用に供するものとする。

(図書室資料の利用制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、図書委員長は、次に掲げる範囲内で、当該図書室資料の一般の利用を制限することができる。

- 1 当該図書室資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されている場合における、当該情報が記録されている部分
- 2 当該図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間
- 3 当該図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合、又は原本が現に使用されている場合

(施設利用の制限)

第4条 図書委員長は閲覧室等が非常に混雑している場合等、本研究所の教育、研究に支障をきたすおそれがある場合、利用を制限することができる。

(開室日)

第5条 図書室は次の各号に掲げる日を除き、開室する。

- 1 土曜日および日曜日
 - 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 3 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、図書委員長が必要と認めたときは、臨時に閉室することがある。

(開室時間)

第6条 開室時間は、9時から12時まで、13時から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、開室時間を変更することがある。

(入室および閲覧)

第7条 本研究所所属者以外で図書室に入室し、図書室資料の閲覧を希望する者は、予め次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 関係部局（別に定める）の教職員、大学院生、学部学生並びにこれに準ずる者 職員証、学生証又はその他の証明証を入室時に提示すること。
- 2 他部局の教職員、大学院生及び学部学生並びにこれに準ずる者 職員証、学生証又はその他の証明証を入室時に提示すること。
- 3 前2号以外の一般利用者 入室時に住所、氏名等を所定の用紙に記入すること。

(閲覧場所)

第8条 図書室資料の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

(貸出)

第9条 本研究所所属者並びに第7条第1号及び第2号に掲げる者で、開室時間内に所定の手続きを経た者には、図書室資料を貸出することができる。

第10条 図書室資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、返却期限となる日が休室日のときは、その日以降の最初の開室日を返却期限日とする。

1 本研究所所属者及び第7条第1号に規定された者

単行本 5冊以内、2週間以内

雑誌 5冊以内、4日以内

2 第7条第2号に規定された者

単行本 3冊以内 2週間以内

雑誌 3冊以内 4日以内

第11条 新着雑誌及び単行本は、到着後1ヶ月を経過しなければ貸出しない。

第12条 辞書、索引等の3考図書、その他特に指定された図書室資料は貸出しない。

第13条 貸出期間の満了あるいは第7条第1号及び第2号に規定された者が

その身分を失ったときは、貸出を受けた図書室資料を直ちに返却しなければならない。

(転貸の禁止)

第14条 貸出を受けた図書室資料は、いかなる場合でも転貸してはならない。

(貸出の更新)

第15条 貸出を受けた図書室資料を引続き借用しようとする者は、改めて借用手続きをしなければならない。ただし、他に利用希望者があるときは、その者を優先させる。

(紛失、汚損等の届出)

第16条 利用者は、図書室資料を紛失、汚損し、又はその他の設備をき損したときは、速やかに図書委員長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 図書委員長は、紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

(1 般的禁止事項)

第17条 図書室内における喫煙及び飲食を禁止する。

(入室の拒否)

第18条 図書委員長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのある者に対して、退室を命じ、又は入室を拒否することができる。

2 図書委員長は、この規則に違反し、又は指示に従わない者に対して、図書室の利用の禁止又は制限を命ずることができる。

(雑則)

第19条 利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの利用規則を常時図書室に備え付けるものとする。

附 則

1 この規則は平成16年4月1日から施行する。

2 昭和42年7月1日制定の京都大学ウイルス研究所図書室利用規則は、廃止する。

3 この規則は、平成 19 年 12 月 7 日から施行する。